

此むね相そむくにおゐては、かたく罪科に處せらるべきものなり、よつて件の如し、
右かくのごとく御せいたうある上は、面々ひぞうせし猫どもに札をつけてはなち申せば、猫な
のめならずによるこふで、こゝかしこにとびまはること、ゆさんといひ、ねずみをとるにたより
あり、程なくねずみをちおそれて、にげかくれ、けたうつぱりをものはしらす、ありくといへども、さ
なりもなく、玄のびありきのていなり、かゝるきのうまき事なし、ねがはくは此御法度つゝ、がな
くけだひする事なかれと、万民かくのごとし、

〔毛利文書 百四十七〕一他人のねこはなれたるをつなぎ候儀、一切停止之事、○中略

慶長拾三五月十三日

〔閑窓自語〕當家猫靈神事 付不入盲女於當家中

いつの比にや、猫の怪異とて、よろしからぬ事のみうちつゝきける、當家○柳原の青侍ふるきねこ
をころすといふによりて、曩祖あんするに、後の安勢どの業光の卿が驗者に仰せ合され、かの靈を當家守護
神のやしろ地より、第二のうちに勸請せられ、猫靈と號す、これによりて當家には猫をころす事
を制すべしといひつたふるなり、

〔武江年表 九〕嘉永五年壬子、淺草花川戸の邊に住る一老嫗、猫を畜て愛しけるが、年老て活業もす
すまず、貧にして他の家に寄宿して、餘年を送らんとせし時、その猫に暇を與へ、なく／＼他家へ
趣しが、其夜の夢中に、かの猫告ていふ、我かたちを造らしめて祭る時は、福德自在ならしめんと
教へければ、さめて後その如くしてまつる、夫よりたつきを得て、もとの家に住居しけるよし、他
人此噂を聞て、次第にこの猫の造り物を借てまつるべきよしをいひふらしければ、世に行れて、
いくらともなく今戸焼と稱する泥塑の猫を造らしめ、これを貸す、かりたる人は、布團をつくり
供物をそなへ、神佛の如く崇敬して、心願成就の後、金銀其外色々の物をそへて返す、其廊は淺草